

## ●老人福祉法上の届出が必要な事業

介護保険法の居宅サービス、地域密着型サービス、総合事業のうち、次の表に掲げるものは老人福祉法の適用も受けますので、介護保険法の申請等とは別に老人福祉法に基づく各種届出を行う必要があります。

提出様式	老人福祉法上		介護保険法上
	事業・施設	サービス名	サービス名
新規：様式第16号 変更：様式第17号 廃止（休止） 様式第18号	老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護 訪問介護相当サービス【総合事業】 訪問型サービスA【総合事業】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着】 夜間対応型訪問介護【地域密着】
		老人デイサービス事業（※1） 【特養その他の施設と共用する場合】	通所介護 通所介護相当サービス【総合事業】 地域密着型通所介護【地域密着】 （介護予防）認知症対応型通所介護【地域密着】
		老人短期入所事業（※2） 【特養その他の施設と共用する場合】	（介護予防）短期入所生活介護
		小規模多機能型居宅介護事業	（介護予防）小規模多機能型居宅介護【地域密着】
		認知症対応型老人共同生活援助事業	（介護予防）認知症対応型共同生活介護【地域密着】
		複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護【地域密着】
		新規：様式第19号 変更：様式第20号 廃止（休止） 様式第21号	老人福祉施設
老人短期入所施設（※2） 【単独で設置】	（介護予防）短期入所生活介護		

※1 老人デイサービス事業と老人デイサービスセンターの区別について

基本的なサービスを専用の設備により提供している（独立した施設として位置づけている）場合は「老人デイサービスセンター」としての届出が必要であり、特別養護老人ホーム等に併設された設備でサービスを提供している場合は「老人デイサービス事業」に係る届出が必要です。

※2 老人短期入所事業と老人短期入所施設の区別について

(1) 短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有する、かつ、(2) 独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有する場合は「老人短期入所施設」としての届出が必要であり、特別養護老人ホーム等に併設された設備で行うものは「老人短期入所事業」に係る届出が必要です。

**【注意】各様式の「種類」の欄には、老人福祉法上のサービス名をご記入ください。介護保険法上のサービス名ではありません。**